

## 13. 障害児教育実習の履修

- (1) 障害児教育実習は、3年次（5月～12月下旬）に2～3週間行われる。
- (2) 2・3年次において、57ページ記載の日程表によりガイダンス及び講義を行うので、「障害児教育実習」を希望する学生は、必ず出席しなければならない。
- (3) ガイダンス及び講義では、実習の留意事項、実習日誌の記入方法等の説明及び訪問指導教員の発表を行う。
- (4) 「障害児教育実習希望調査書」を指定された期日（障害児教育実習の前年度）までに提出しなければならない。
- (5) 障害児教育実習校への受け入れ依頼は、上記（4）の「希望調査書」に基づいて調整し、大学から各実習校へ依頼する（大学経由）。
- (6) 「障害児教育実習」履修のための条件
  - ① 「教職入門」, 「教育学」, 「教育心理学」, 「特別支援教育概論」, 「教育行政論」の単位を原則として修得していること。
  - ② 「知的障害教育方法論Ⅰ」, 「知的障害教育方法論Ⅱ」, 「肢体不自由教育方法論」, 「病弱教育方法論」の単位を原則として修得していること。

## 14. 障害児教育実習

### 1. 2年次（実習校の決定）

#### (1) 決定の時期

2月下旬から3月中旬

#### (2) 決定の方法

障害児教育実習希望者は、大学経由で申請することになる。下記（3）の「障害児教育実習希望調査書」に基づいて大学で調整し、大学から各実習校へ依頼して割り当てを決定する。なお、特別支援学校の実習生受入れ人数に上限があることから、希望者全員が障害児教育実習にいけるとは限らない。学校選考や調整により、当該年度の実習が不可になる場合もありうる。

#### (3) 「障害児教育実習希望調査書」の提出

「障害児教育実習希望調査書」に必要事項を記入して、所定の期日までにA館1階教育支援課教職担当⑤番窓口へ提出すること。

### 2. 3年次

〔主な流れ〕

- (1) 「履修登録」を必ずすること。（4月上旬）
- (2) 「障害児教育実習」（事前指導）への出席〔無断欠席厳禁〕
- (3) 「訪問指導教員」との連絡
- (4) 挨拶及び打合せのための実習校訪問
- (5) 障害児教育実習の実施

障害児教育実習を実施するにあたっては、実習校・実習生・大学間の連絡が特に重要である。この連絡が密接に行われない場合、予期せぬことが発生した時の対処が遅れたり、実習が円滑に進まない等、貴重な実習の意義をそこなうことにもなりかねない。実習生は

自ら主体的に連絡することを心がけ、自分自身の障害児教育実習に責任を持つ態度を貫くこと。

(6) 実習終了後の挨拶等について

- ① 実習終了後1週間以内に、学校長、学級指導教諭宛に礼状を送付すること。
- ② 実習終了後1週間以内に、訪問指導教員の研究室へ行き、実習終了の報告をすること。
- ③ 実習終了後1週間以内に、A館3階教職実習準備室へ実習終了の報告をすること。

(7) 「障害児教育実習レポート」の提出（実習終了後1週間以内）

提出期限を厳守し、A館3階教職実習準備室へ提出すること。未提出の場合は、障害児教育実習の単位を認定しない。なお、「特別支援教育実習日誌」は、「障害児教育実習報告会（事後指導）」で各自に返却する。「教員免許状」は卒業式終了後に授与する。

◎障害児教育実習レポート作成・提出要領

次の要領で作成して提出すること。

1. 教職部門のホームページからひな型ファイルをダウンロードし、ワードで作成すること。
2. 次の項目を参考に作成すること。
  - イ. 実習校の概要
  - ロ. 実習への期待と実習後の感想
  - ハ. 実習において、次の諸点でどのような経験をしたか。
    - (1) 観察 (2) 参加 (3) 実習（授業実習）
  - ニ. 実習により特に学んだことは何か。（成果）
  - ホ. 実習を通して観察した教育の環境について、また、今日の学校教育のあり方についての感想・意見。
3. 提出期限：実習終了後1週間以内
4. 提出先：A館3階教職実習準備室

(8) 「障害児教育実習報告会（事後指導）」（1月下旬）

その他留意事項

- (1) 実習日程が決定次第、「訪問指導教員」とA館1階教育支援課教職担当⑤番窓口へ連絡すること。
- (2) 実習により授業を欠席する場合は、必ず実習開始前に「実習科目等に関する実習期間証明」により、科目担当教員に欠席に関する配慮依頼を行うこと。
- (3) 実習期間が前期末試験期間と重なり、試験を受けられない場合は、「試験欠席届（追試験願）」を指定された日時までにA館1階教育支援課教職担当⑤番窓口へ提出すること。  
なお、この場合「追試験料」は不要である。
- (4) 各自責任をもって「免許法」で定められた「法定単位」を満たしているかどうか、「卒業要件」を満たしているかどうかを十分確認すること。
- (5) 教職実習準備室及び教育支援課教職担当からの連絡は、すべて所定の「掲示」で行うので、教育支援課・教職実習準備室前の掲示をよく見ること。
- (6) 教育実習や障害児教育実習、介護等体験において知り得たこと、またはそれぞれの実習先に関係する内容（具体的な学校名や学校の評判、実習中の様子等）をtwitterやブログ等ネット上に書いたり投稿してはならない。